

## 広島県私立高等学校設置等認可に係る基準

本県私立高等学校の設置及び収容定員変更に係る認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、高等学校設置基準（平成16年3月31日文科科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）その他関係法令の規定によるほか、次によって処理するものとする。

### 第1 基本方針

本県私立高等学校の設置又は収容定員変更については、私立学校の特性を考慮し、その自主性を重んじて、これを認めることとする。

### 第2 立地条件

高等学校の位置は、立地条件が適切であるとともに、既設の高等学校の状況からみて適切であること。

### 第3 名称

高等学校の名称は、本県内の既設高等学校の名称と同一又は紛らわしいものでないこと。

### 第4 開設等の時期

高等学校の開設及び収容定員変更の時期は、原則として4月1日とする。

### 第5 規模

全日制又は定時制の課程を置く高等学校の学級数は、適正な規模の確保と教育効果の向上を図るため、1学科3学級以上であることとする。

### 第6 施設及び設備

- (1) 施設及び設備とは、校地、校舎、付帯設備等教育上必要なものの総称である。
- (2) 施設及び設備（高等学校通信教育規程第3条の通信教育連携協力施設を除く。）は、特別の事情がある場合を除き、負担付き又は借用でないこと。
- (3) 施設及び設備を年次計画で整備するときは、公立高等学校との均衡を考慮し、教育に支障のないよう行うこととする。
- (4) 運動場及び校舎の位置  
原則として、同一校地内にあることとする。ただし、既設の高等学校が、運動場を拡張しようとする場合において、常時使用が可能であり、かつ教育に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (5) 同一校地内にある他の学校との運動場及び校舎の共用  
共用部分の面積は、運動場、特別教室、保健室、教員室、事務室、廊下等現に共用している部分の面積の合計により算出することとする。

## 第7 経営資金

経営に必要な資金として、開設時に年間経常経費の1/3に相当する額以上の資金を保有していること。

## 第8 設置経費及び経営資金の財源

- (1) 設置経費及び経営資金の財源は、その2/3に相当する額以上の額を、法人設立時寄付金等学校法人の負債とならない収入をもって充てるものであり、かつ、開設時において、その全額を収納していること。ただし、施設及び設備を年次計画により整備する場合は、開設時において、収納することが確実と認められる場合に限り、整備年次及び整備割合に対応する限度で、年次計画による分納を認める。
- (2) 設置経費及び経営資金の財源に係る負債は、適正な償還計画が確立していること。

## 第9 既設の高等学校の取扱い

既設の高等学校が収容定員を減員する場合において、生徒1人当たりの運動場及び校舎の面積が増加する等教育条件の向上が図られるときは、運動場及び校舎の面積については、高等学校設置基準を満たしていなくても、これを認めることとする。

## 第10 その他

この処理方針は、平成16年12月27日（環境生活部管理総室長決裁の日）から施行する。

### 附 則

（施行期日）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

この基準は、令和5年5月1日から施行する。